

# 喫煙可能室設置施設廃止届出書の記入例

附則様式第1号の3（附則第2条第8項関係）

(A4)

※ 廃止届出受理番号

店舗所在地を所管する保健所  
名を記入してください

管理権原者の氏名を  
記入してください

保健所長 殿

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

届出者 株式会社 喫煙対策  
代表取締役 岐阜 花子

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな)	きつえんたいさくしょくどう
	① 名称	喫煙対策食堂
	② - 1 所在地	〒501-1234 〇〇市△△町□□123-4 (電話 058-XXXX-XXXX)
	② - 2 車両番号等	
③ 営業許可番号	第 1234567 号	
④ 営業許可日	平成 29年 4月 1日	
2 管理権原者	(ふりがな)	かぶしきかいしゃ きつえんたいさく
	① 氏名(法人にあっては、その名称)	株式会社 喫煙対策
	(ふりがな)	ぎふ はなこ
② 法人にあっては、その代表者の氏名	岐阜 花子	
③ 住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒501-1234 〇〇市△△町□□567-8 (電話 058-XXXX-XXXX)	
3 廃止内容	① 廃止理由	喫煙可能室を廃止し、全面禁煙にするため
	② 廃止日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
4 備考	担当者の氏名	岐阜 太郎
	職名	専務
	連絡先	090-1234-XXXX

1, 2欄には廃止届出までの内容を記入してください

個人の方は①氏名欄に記入してください。  
※②は空欄

3欄には廃止理由と廃止日を記入してください

4欄にはこの届出に係る担当者の氏名・役職・連絡先を記入してください

- (注意)
- ※印欄には、記載をしないこと。
  - 1欄及び2欄は、廃止届出までの事項を記載すること。
  - 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。

※営業を止めたとき、既存特定飲食提供施設の要件を満たさなくなったときは、廃止届を提出してください

## 留意事項

喫煙可能室設置施設届出書を提出した後に、何らかの状況の変化があった場合、以下の「×」に該当する事由がある場合は新規店舗扱いとなり、既存特定飲食提供施設の要件を満たさないため、**廃止届出書**の提出が必要となります。また、「×」に該当せず、届出内容に変更が生じた場合は**変更届出書**の提出をお願いします。

### 【① 事業の継続性】

- 法施行前から営業している店舗で、業態に変更がない場合
- 法施行前から営業している店舗で、業態の変更があった場合(例えば、そば屋がラーメン屋になった場合)
- × 「設備を設けて飲食を提供する施設」ではあるものの、風営法上の許可を新たに取得又は廃止した場合(例えば、居酒屋がキャバレーになった場合)

廃止届

### 【② 経営者の同一性】

- 経営者が同一の場合(法人の代表者や店長が変更した場合(※)を含む)※いわゆる弟子や組合員による承継も含まれる。
- 個人事業主が経営する店舗で、相続によって同じ業態の事業を承継した場合
- 法人が経営する店舗で、合併や分割によって同じ業態の事業を承継した場合
- 個人事業主が経営する店舗で、相続人や従業員(1年以上勤務している者に限る。)が同じ業態の事業を承継した場合
- × 個人事業主が経営する店舗で、相続人等以外の者が承継した場合
- × 法人が経営する店舗で、別法人に事業譲渡した場合

廃止届

### 【③ 店舗の同一性】

- 同じ場所で、以下の×に該当する大規模改装等を行わずに営業している場合
- 災害、土地収用、土地区画整理事業、区分所有者の多数の賛成に基づくビルの建て替え等、法律上の規定に基づく事由による新築、移築、移転等によって、同じ業態の事業を再開する場合
- × 上記以外の新築、移築、移転や、客室部分の改築(建築物の一部につき、当該部分の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)の全てを除却し、造り直すこと)、大規模修繕・模様替え(建築物の主要構造部の1つにつき、その過半を工事すること)といったいわゆる大規模改装を行った場合

廃止届

※壁紙の張り替えや、店内のレイアウト改装、調理設備の入れ替えなど、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段)を変更しない場合は、ここには該当しない。